



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例(第27号) ..... 2223

規 則

- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第41号) ..... 2224

告 示

- ◇川崎市放置自転車等返還手数料の収納事務の委託(第215号)..... 2225
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除(第216号) ..... 2225
- ◇道路区域の変更(第217号)..... 2227
- ◇道路の供用開始(第218号)..... 2227
- ◇道路区域の変更(第219号)..... 2227
- ◇道路の供用開始(第220号)..... 2227
- ◇道路区域の変更(第221号)..... 2228
- ◇道路の供用開始(第222号)..... 2228
- ◇道路区域の変更(第223号)..... 2228
- ◇道路の供用開始(第224号)..... 2228
- ◇道路区域の変更(第225号)..... 2228
- ◇道路の供用開始(第226号)..... 2229
- ◇東扇島東公園使用料の収納事務の委託(第227号)..... 2229
- ◇東扇島東公園及び西公園駐車場使用料の収納事務の委託(第228号)..... 2229
- ◇入港料の徴収事務の委託(第229号)..... 2229
- ◇自転車等の撤去と保管(第230号)..... 2229
- ◇橋リサイクルコミュニティセンターにおける資源再生化基金への寄附金に係る収納事務委託(第231号)..... 2230

- ◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納事務の委託(第232号) ..... 2230
- ◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納事務の委託(第233号) ..... 2230
- ◇川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納事務の委託(第234号) ..... 2230
- ◇道路区域の変更(第235号)..... 2231
- ◇道路の供用開始(第236号)..... 2231
- ◇道路区域の変更(第237号)..... 2231
- ◇道路の供用開始(第238号)..... 2231
- ◇道路区域の変更(第239号)..... 2231
- ◇道路の供用開始(第240号)..... 2232
- ◇道路区域の変更(第241号)..... 2232
- ◇道路の供用開始(第242号)..... 2232
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第243号)..... 2232
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第244号)..... 2232
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第245号)..... 2232
- ◇宮前市民館の使用料の収納事務の委託(第246号)..... 2233
- ◇議決された予算の公表(第247号)..... 2233
- ◇登戸地域包括支援センターの所在地の変更(第248号)..... 2234
- ◇告示の訂正(第249号)..... 2234
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第250号)..... 2236
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第251号)..... 2236
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第252号)..... 2237
- ◇自転車等の撤去と保管(第253号)..... 2239

税 告 示

- ◇固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録(第2号) ..... 2239

公 告

◇開発行為に関する工事の完了(第358号) ..... 2239

◇一般競争入札の執行(第359号)..... 2240

◇大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出(第360号)..... 2241

◇一般競争入札の執行(第361号)..... 2242

◇農用地利用集積計画の制定(第362号)..... 2242

◇一般競争入札の執行(第363号)..... 2245

◇一般競争入札の執行(第364号)..... 2246

◇農業振興地域整備計画書の縦覧(第365号)..... 2250

◇一団地の総合的設計制度の認定の取消し(第366号)..... 2251

◇一般競争入札の執行(第367号)..... 2251

◇道路の指定(第368号)..... 2251

◇一般競争入札の執行(第369号)..... 2252

◇一般競争入札の執行(第370号)..... 2253

◇公募型プロポーザルの実施(第371号)..... 2255

◇一般競争入札の執行(第372号)..... 2257

◇一般競争入札の執行(第373号)..... 2259

◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第374号)..... 2261

**公告(調達)**

◇一般競争入札の執行(第263号)..... 2261

◇落札者等の公示(第264号)..... 2263

◇一般競争入札の執行(第265号)..... 2263

◇一般競争入札の執行(第266号)..... 2264

◇落札者等の公示(第267号)..... 2266

◇落札者等の公示(第268号)..... 2266

◇落札者等の公示(第269号)..... 2267

◇落札者等の公示(第270号)..... 2267

◇落札者等の公示(第271号)..... 2267

◇一般競争入札の公告(第272号)..... 2267

◇一般競争入札の公告(第273号)..... 2270

◇一般競争入札の公告(第274号)..... 2273

◇一般競争入札の公告(第275号)..... 2276

◇一般競争入札の執行(第276号)..... 2278

◇落札者等の公示(第277号)..... 2280

◇一般競争入札の公告(第278号)..... 2280

◇一般競争入札の公告(第279号)..... 2282

◇一般競争入札の公告(第280号)..... 2284

◇一般競争入札の公告(第281号)..... 2286

◇一般競争入札の執行(第282号)..... 2287

**税公告**

◇差押調書(謄本)の公示送達(第64号) ..... 2289

◇督促状の公示送達(第65号) ..... 2289

◇差押調書(謄本)の公示送達(第66号) ..... 2290

◇差押調書(謄本)の公示送達(第67号) ..... 2290

◇差押調書(謄本)の公示送達(第68号) ..... 2290

◇差押調書(謄本)の公示送達(第69号) ..... 2290

◇差押調書(謄本)の公示送達(第70号) ..... 2290

◇交付要求通知書の公示送達(第71号) ..... 2291

◇参加差押通知書の公示送達(第72号) ..... 2291

◇差押調書(謄本)の公示送達(第73号) ..... 2291

◇差押調書(謄本)の公示送達(第74号) ..... 2291

◇差押調書(謄本)の公示送達(第75号) ..... 2291

◇差押解除通知書の公示送達(第76号) ..... 2291

◇交付要求通知書の公示送達(第77号) ..... 2291

◇差押調書(謄本)の公示送達(第78号) ..... 2291

◇差押調書(謄本)の公示送達(第79号) ..... 2292

◇配当計算書(謄本)の公示送達(第80号) ..... 2292

◇差押調書(謄本)の公示送達(第81号) ..... 2292

◇差押調書(謄本)の公示送達(第82号) ..... 2292

◇市税条例に基づく災害等による申告等の期限の延長(第83号) ..... 2292

**上下水道局規程**

◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第25号) ..... 2292

**上下水道局公告**

◇一般競争入札の執行(第30号) ..... 2292

◇一般競争入札の執行(第31号) ..... 2293

◇一般競争入札の執行(第32号) ..... 2295

**病院局公告**

◇一般競争入札の執行(第18号) ..... 2295

**病院局公告(調達)**

◇一般競争入札の公告(第7号) ..... 2297

**教育委員会規則**

◇川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(第8号) ..... 2299

**区公告**

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第43号) ..... 2299

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第44号) ..... 2299

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第45号) ..... 2299

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第46号) ..... 2300

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第47号) ..... 2300

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第48号) ..... 2300

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第49号) ..... 2300

◇住民票の職権消除(川崎区第50号) ..... 2301

◇印鑑登録の抹消(川崎区第51号) ..... 2301

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第21号) ..... 2301

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第22号) ..... 2301

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第23号) ..... 2301

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第22号) ..... 2302

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第23号) ..... 2302

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第24号) ..... 2302

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第32号) ..... 2302

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第33号) ..... 2303

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第34号) ..... 2303

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第21号) ..... 2303

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第22号) ..... 2303

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第23号) ..... 2303

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第24号) ..... 2304

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第25号) ..... 2304

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第26号) ..... 2304

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第27号) ..... 2304

**区選挙管理委員会告示**

◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程(幸区第3号) ..... 2305

◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程(高津区第3号) ..... 2306

**正 誤**

◇第1,793号 ..... 2307

**条 例**

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例をここに公布する。  
令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第27号**

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染の拡大を防止するため、臨時の措置として国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項に規定する保険給付について、川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の特例を定めるものとする。

(保険給付の特例)

第2条 川崎市国民健康保険条例第5条の規定にかかわらず、同条各号に掲げるもののほか、給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日に

ついて、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級（同条第2項の規定により当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、その加えられた等級）の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。以下この項において「上限額」という。）を超えるときは、当該上限額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部を受けることができる場合において、その受けることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1

日から適用する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和2年9月30日以後の規則で定める日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、傷病手当金の支給を始める日が失効日以前である場合の傷病手当金の支給については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。

規 則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第41号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率」に改める。

附則第8項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

別表第3中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に、「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

第11号様式の2注意事項第4項中「70,790円」を「72,990円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則(以下「新規則」という。)附則第7項及び附則第8項(附則第14項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、令和2年4月1日(次項及び第4項において「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 新規則別表第1の規定(20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項(最低限度額に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)は、適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定(25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、45歳以上50歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項(最高限度額に係る部分に限る。)並びに40歳以上45歳未満の項に係る部分に限る。)は、令和2年5月1日(以下この項において「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

4 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

5 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 告 示

### 川崎市告示第215号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、川崎市放置自転車等返還手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月16日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都足立区千住三丁目66番地16

名称 芝園開発株式会社

代表者名 代表取締役 海老沼 孝二

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号)第13条第2項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第11条に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 川崎市告示第216号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

令和元年川崎市告示第188号により指定した区域(中原区大倉町10番1の一部)

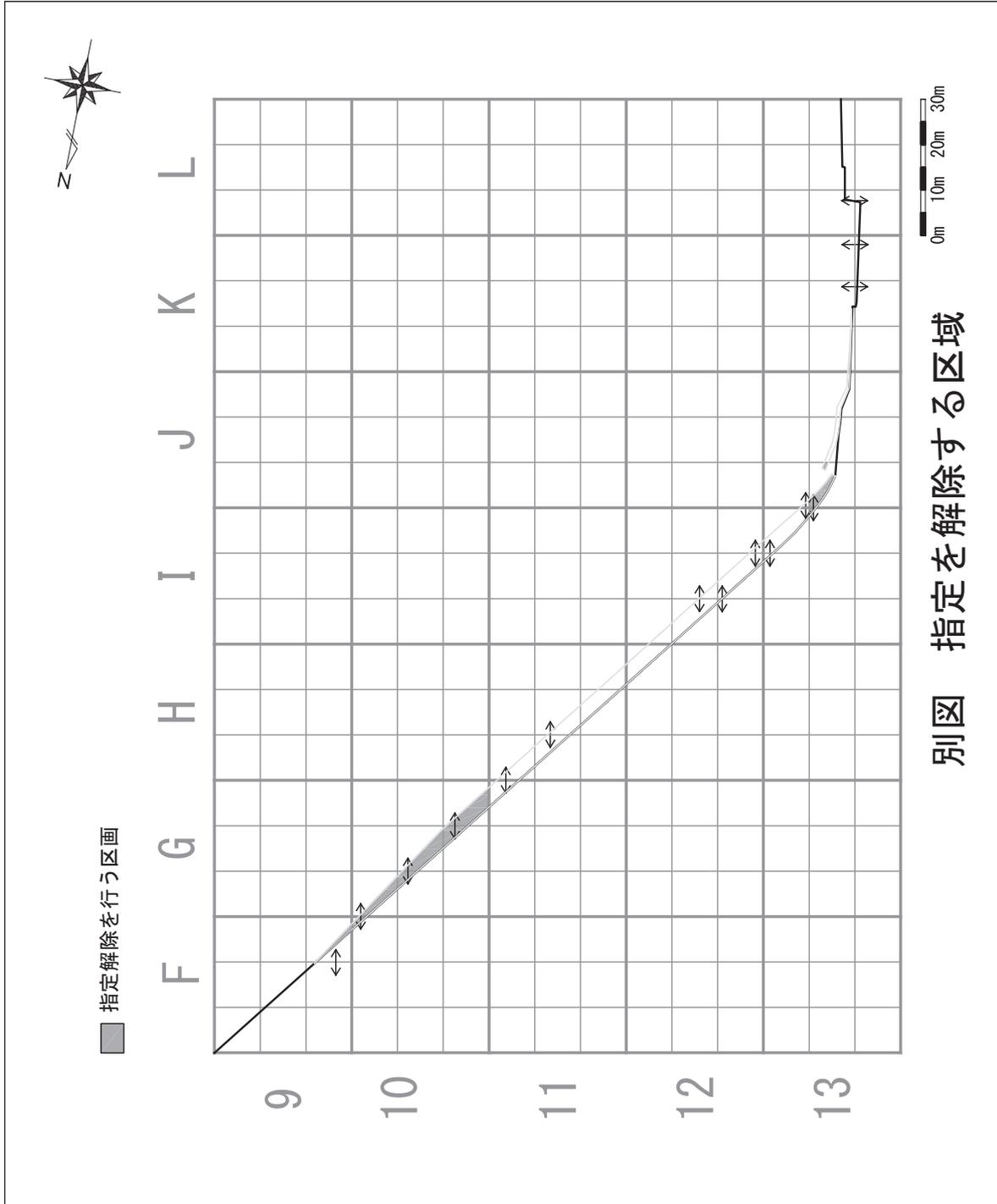
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



**川崎市告示第217号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	生 田 第207号線	川崎市多摩区生田 6丁目2829番154 先 ..... 川崎市多摩区生田 6丁目2829番154 先	4.50	93.25	
新	生 田 第207号線	川崎市多摩区生田 6丁目2829番4先 ..... 川崎市多摩区生田 6丁目2829番4先	6.00	93.25	隅きりを含む
旧	生 田 第208号線	川崎市多摩区生田 6丁目2829番155 先 ..... 川崎市多摩区生田 6丁目2829番155 先	4.50	3.00	
新	生 田 第208号線	川崎市多摩区生田 6丁目2829番4先 ..... 川崎市多摩区生田 6丁目2829番4先	4.50	3.00	隅きり部
旧	生 田 第208号線	川崎市多摩区生田 6丁目2829番156 先 ..... 川崎市多摩区生田 6丁目2829番156 先	4.50	3.00	
新	生 田 第208号線	川崎市多摩区生田 6丁目2829番4先 ..... 川崎市多摩区生田 6丁目2829番4先	4.50	3.00	隅きり部

**川崎市告示第218号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の

縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
生 田 第207号線	川崎市多摩区生田6丁目2829番4先	隅きりを含む
	川崎市多摩区生田6丁目2829番4先	
生 田 第208号線	川崎市多摩区生田6丁目2829番4先	隅きり部
	川崎市多摩区生田6丁目2829番4先	
生 田 第208号線	川崎市多摩区生田6丁目2829番4先	隅きり部
	川崎市多摩区生田6丁目2829番4先	

**川崎市告示第219号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	生 田 第184号線	川崎市多摩区生田8 丁目3420番1先 ..... 川崎市多摩区生田8 丁目3420番1先	3.03	35.95	
新	生 田 第184号線	川崎市多摩区生田8 丁目3420番6先 ..... 川崎市多摩区生田8 丁目3420番25先	3.53	35.95	

**川崎市告示第220号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
生田 第184号線	川崎市多摩区生田8丁目3420番6先	
	川崎市多摩区生田8丁目3420番25先	

川崎市告示第221号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生 第659号線	川崎市宮前区初山1丁目221番34先	2.42	6.77	
		川崎市宮前区初山1丁目221番34先			
新	菅生 第659号線	川崎市宮前区初山1丁目221番1先	3.21	6.77	
		川崎市宮前区初山1丁目221番1先			

川崎市告示第222号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生 第659号線	川崎市宮前区初山1丁目221番1先	
	川崎市宮前区初山1丁目221番1先	

3川崎市告示第223号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生 第211号線	川崎市宮前区菅生2丁目1981番36先	1.82	25.84	
		川崎市宮前区菅生2丁目1981番36先			
新	菅生 第211号線	川崎市宮前区菅生2丁目1981番104先	2.91	25.84	
		川崎市宮前区菅生2丁目1981番106先			

川崎市告示第224号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生 第211号線	川崎市宮前区菅生2丁目1981番104先	
	川崎市宮前区菅生2丁目1981番106先	

川崎市告示第225号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	堰 第60号線	川崎市多摩区堰3 丁目166番4先	2.73	20.17	
		川崎市多摩区堰3 丁目166番4先			
新	堰 第60号線	川崎市多摩区堰3 丁目166番1先	3.36	20.17	
		川崎市多摩区堰3 丁目166番1先			

川崎市告示第226号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月17日から令和2年5月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
堰 第60号線	川崎市多摩区堰3丁目166番1先	
	川崎市多摩区堰3丁目166番1先	

川崎市告示第227号

東扇島東公園管理業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
川崎市川崎区南町20番地3  
秋山商事 株式会社  
代表取締役 秋山 博
- 委託事務  
川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第228号

東扇島東公園及び西公園駐車場機器管理等業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の住所及び名称  
横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス 株式会社  
代表取締役 前川 龍男
- 委託事務  
川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第229号

令和2年度入港料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）第3条第1項に規定する入港料の徴収事務を次のとおり委託したので告示します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
横浜市中区山下町2番地  
産業貿易センタービル4階  
横浜港埠頭株式会社  
代表取締役社長 伊東 慎介
- 委託事務  
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に川崎港に入港した船舶であって、次に掲げる者から川崎市入港料条例第4条に規定する入港の届出のあった船舶に係る入港料の徴収事務  
東海運株式会社横浜支店川崎船舶営業所  
東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所  
三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課
- 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第230号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基

づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年4月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

#### 川崎市告示第231号

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)第3条第1号に規定する資源再生化基金への寄附金に係る収納事務委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、環境局生活環境部減量推進課の資源再生化基金への寄附金に係る収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
東京都千代田区西神田一丁目4番5号  
テスコ株式会社
- 2 委託する事務の種類  
橋りサイクルコミュニティセンターにおける川崎市

基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)第3条第1号に規定する資源再生化基金への寄附金に係る収納事務

#### 3 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 川崎市告示第232号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

令和2年4月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 川崎市川崎区東田町5番地3 ホンマビル4階  
弁護士法人ASK  
名称 代表社員 伊藤 諭
- 2 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 川崎市告示第233号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

令和2年4月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 川崎市川崎区駅前本町3番地1  
NMF川崎東ロビル11階  
川崎ふたば法律事務所  
名称 弁護士 中澤 陽子
- 2 委託期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 川崎市告示第234号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき川崎市営住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

令和2年4月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビルディング11階1101号室  
川崎ひかり法律事務所  
名称 弁護士 畑 裕 士
- 2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**川崎市告示第235号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月22日から令和2年5月12日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	枅形第102号線	川崎市多摩区枅形5丁目4996番5先	2.00	12.82	
		川崎市多摩区枅形5丁目4996番5先			
新	枅形第102号線	川崎市多摩区枅形5丁目4996番2先	4.00	12.82	
		川崎市多摩区枅形5丁目4996番4先			

**川崎市告示第236号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月22日から令和2年5月12日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
枅形第102号線	川崎市多摩区枅形5丁目4996番2先	
	川崎市多摩区枅形5丁目4996番4先	

**川崎市告示第237号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月24日から令和2年5月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	鷺沼第69号線	川崎市宮前区鷺沼4丁目17番15先	4.00 ～ 6.00	17.09	
		川崎市宮前区鷺沼4丁目17番15先			
新	鷺沼第69号線	川崎市宮前区鷺沼4丁目17番3先	6.00 ～ 7.99	17.09	
		川崎市宮前区鷺沼4丁目17番16先			

**川崎市告示第238号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月24日から令和2年5月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
鷺沼第69号線	川崎市宮前区鷺沼4丁目17番3先	
	川崎市宮前区鷺沼4丁目17番16先	

**川崎市告示第239号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月24日から令和2年5月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	登戸第277号線	川崎市多摩区登戸1630番7先	2.18	26.11	
		川崎市多摩区登戸1630番7先	2.55		
新	登戸第277号線	川崎市多摩区登戸1630番3先	3.09	26.11	
		川崎市多摩区登戸1630番6先	3.27		

川崎市告示第240号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月24日から令和2年5月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
登戸第277号線	川崎市多摩区登戸1630番3先	
	川崎市多摩区登戸1630番6先	

川崎市告示第241号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月24日から令和2年5月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬第201号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番6先	2.73	19.52	
		川崎市宮前区東有馬2丁目2788番6先			
新	有馬第201号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番67先	4.00	19.52	
		川崎市宮前区東有馬2丁目2788番67先			

川崎市告示第242号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年4月24日から令和2年5月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第201号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番67先	
	川崎市宮前区東有馬2丁目2788番67先	

川崎市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第246号

令和2年度宮前市民館における使用料に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮前市民館における使用料に係る収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 受託者の所在地及び名称

所在地：川崎市川崎区川中島1丁目22番11号

名称：株式会社 サイオー 川崎営業所

#### 2 委託内容

市民館使用料の収納に関する事務

#### 3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 4 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

#### 川崎市告示第247号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和2年4月21日招集の令和2年第2回川崎市議会臨時会において、令和2年4月23日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田紀彦

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

#### 議案第73号

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ792,909,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年4月21日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		千円 71,245,748	千円 153,000	千円 71,398,748
	1 基金繰入金	68,447,514	153,000	68,600,514
24 市債		65,419,000	293,000	65,712,000
	1 市債	65,419,000	293,000	65,712,000
歳入合計		792,463,317	446,000	792,909,317

#### 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 建設緑政費		千円 44,438,502	千円 393,000	千円 44,831,502
	5 河川費	2,878,636	393,000	3,271,636
11 区役所費		17,524,926	53,000	17,577,926
	1 区政振興費	13,473,715	53,000	13,526,715
歳出合計		792,463,317	446,000	792,909,317

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
河川整備事業	千円 1,534,000	千円 293,000	千円 1,827,000
地方債総合計	65,419,000	293,000	65,712,000

議案第74号

令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会  
計補正予算

令和2年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
16,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出  
それぞれ119,157,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご  
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1  
表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月21日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 77,877,288	千円 16,000	千円 77,893,288
	1 県補助金	77,877,287	16,000	77,893,287
歳入合計		119,141,252	16,000	119,157,252

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 77,146,136	千円 16,000	千円 77,162,136
	1 保険給付費	77,146,136	16,000	77,162,136
歳出合計		119,141,252	16,000	119,157,252

## 川崎市告示第248号

介護保険法第115条の46第11項において準用する法第  
69条の14第2項の規定に基づき、次のとおり社会福祉法  
人川崎市社会福祉協議会が運営する「登戸地域包括支援  
センター」の所在地を変更したので告示する。

令和2年4月27日

川崎市長 福田紀彦

(変更前)

所在地：川崎市多摩区登戸1763番地ライフガーデン  
向ヶ丘2階(たま訪問介護支援事業所 内)

(変更後)

所在地：川崎市多摩区登戸1891番地第3井出ビル3  
階(福祉パルたま 内)

## 川崎市告示第249号

令和2年4月23日川崎市告示第244号の表を次のとお  
り訂正します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田紀彦

誤

令和元年度 指定介護機関(居宅介護支援)の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-52239	R2.3.31	株式会社ジャパウイン	1475101687
		川崎区東田町5-3ホンマビル8F	
		ジャパウイン・ケアサービス さいわい 幸区河原町1河原町団地15号棟105	
川-51321	H30.8.31	株式会社アップル・リレーションサービス	1475201776
		中原区小杉町3-69-1今井ビル101	
		アップル居宅介護支援 中原区新城中町14-14服部ビル1F	

令和元年度 指定介護機関(地域密着型通所介護)の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-52236	R2.3.1	ミモザ株式会社	1475501548
		東京都品川区南品川2-2-5	
		ミモザ川崎神木本町 宮前区神木本町1-25-12	

令和元年度 指定介護機関(通所型サービス(独自))の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-52236	R2.3.1	ミモザ株式会社	1475501548
		東京都品川区南品川2-2-5	
		ミモザ川崎神木本町 宮前区神木本町1-25-12	

正

令和元年度 指定介護機関(居宅介護支援)の部廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-52239	R2.3.31	株式会社ジャパウイン	1475101687
		川崎区東田町5-3ホンマビル8F	
		ジャパウイン・ケアサービス さいわい 幸区河原町1河原町団地15号棟105	
川-51321	H30.8.31	株式会社アップル・リレーションサービス	1475201776
		中原区小杉町3-69-1今井ビル101	
		アップル居宅介護支援 中原区新城中町14-14服部ビル1F	

川崎市告示第250号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和2年4月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市長 福田紀彦

令和2年4月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
Oneプラス合同会社	1465490230	訪問看護ステーションOneプラス	川崎市多摩区菅1丁目2番31-403号	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社けやきパートナー	1475602320	けやきパートナー	川崎市麻生区王禅寺東6丁目11番16号 ホワイトヴィラ103	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
株式会社文教センター	1475502546	ジョイリハアスリエ平向ヶ丘	川崎市宮前区平3-10-1	通所介護
株式会社生活科学運営	1495300566	宮崎台つどいの家倶楽部	川崎市高津区向ヶ丘136-7	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

川崎市告示第251号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和2年4月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市長 福田紀彦

## 令和2年2月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社 湘南ふれあいの園	1475201271	ふれあいの園武蔵中原	川崎市中原区下小田中5-14-25	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
HITOWAケアサービス株式会社	1475502082	イリーゼさぎぬま・新館居宅介護支援事業所	川崎市宮前区土橋4-8-2	居宅介護支援
東電パートナーズ株式会社	1475202642	東電さわやかケア元住吉・居宅介護支援	川崎市中原区木月3-21-22 河村ビル203	居宅介護支援
株式会社 アルカディアコーポレーション	1475101950	居宅介護支援事業所つかさ	川崎市幸区小倉5-5-23 2階	居宅介護支援
株式会社 アルカディアコーポレーション	1475101943	訪問介護事業所つかさ	川崎市幸区小倉5-5-23 2階	訪問介護
エムエス商事株式会社	1495600429	グループホーム つなぐ	川崎市麻生区栗木3-6-20	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
エムエス商事株式会社	1495600437	小規模多機能 支え合い	川崎市麻生区栗木3-6-20	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

## 川崎市告示第252号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 指定する区域

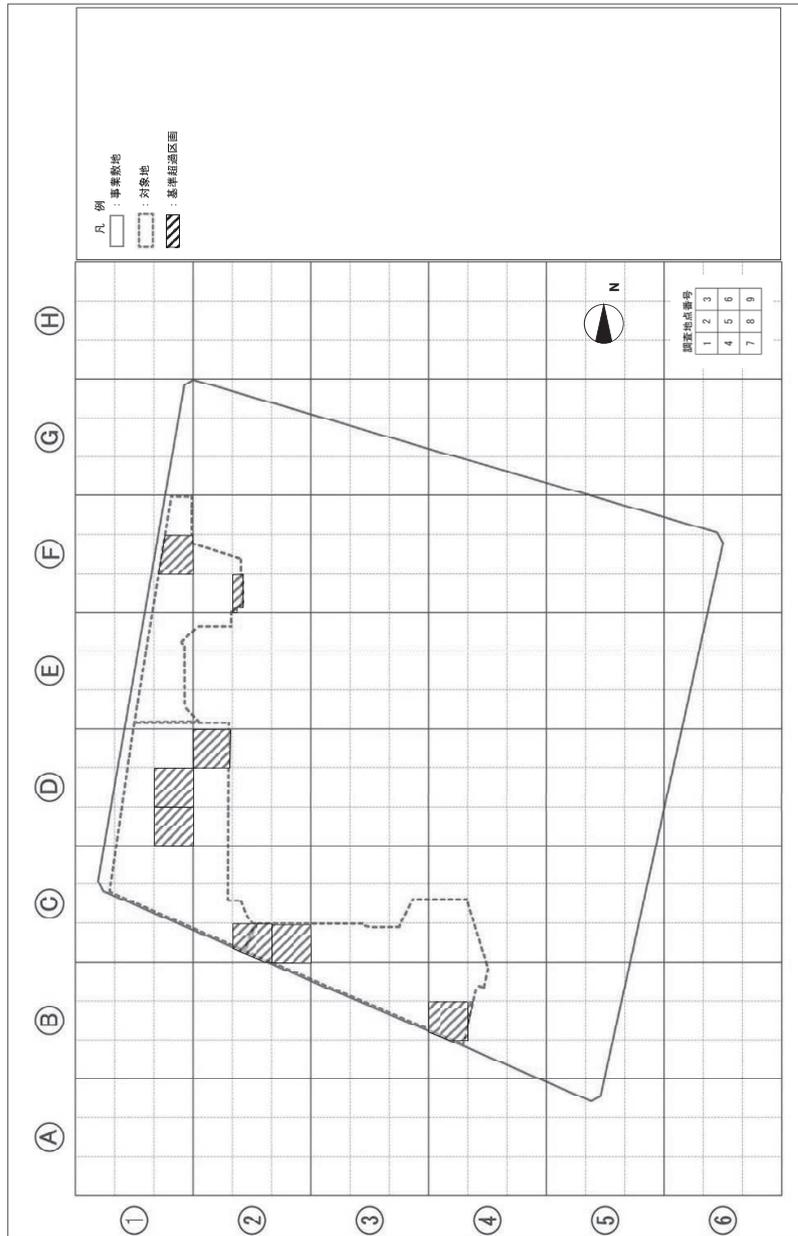
川崎区新川通12番の一部  
(別図のとおり)

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

## 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



**川崎市告示第253号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年4月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵  
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

1 告示対象の撤去年月日

令和2年4月16日から令和2年4月22日

2 撤去自転車等の台数

(1) 自転車 156台  
(2) 原動機付自転車 1台  
合計 157台

3 撤去の場所 市内の各駅周辺の公共の場所等

4 保管場所

- (1) 川崎区塩浜4丁目3番15号 塩浜陸橋下自転車等保管所  
(2) 川崎区日進町35番3ほか 日進町自転車等保管所  
(3) 幸区柳町68番地 柳町自転車等保管所

- (4) 中原区今井西町1番47号 今井西町自転車等保管所  
(5) 高津区二子2丁目12番 二子自転車等保管所  
(6) 高津区坂戸2丁目18番21号 坂戸第三京浜高架下自転車等保管所  
(7) 宮前区有馬8丁目7番1号 有馬自転車等保管所  
(8) 多摩区登戸新町345番地 登戸陸橋高架下自転車等保管所  
(9) 麻生区上麻生3丁目18番12号 上麻生山口自転車等保管所

---

**税 告 示**

---

**川崎市税告示第2号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づき川崎市長が決定した川崎市に存在する固定資産の令和2年度の価格等の全てを、同法第411条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳へ登録しましたので、この旨を同法第411条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年4月1日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

---

**公 告**

---

**川崎市公告第358号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年4月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区下麻生一丁目855番2

の一部 ほか2筆の一部

858平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県大和市南林間2丁目12番17号

有限会社 モラリエステート

代表取締役 若林 克二

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年6月13日

川崎市指令 ま宅審（イ）第23号

令和1年9月27日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第67号(変更)

## 川崎市公告第359号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内道路維持(側溝・柵清掃)委託
	履行場所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること)を受けている者。</p> <p>(7) バキューム車を保有または調達することが可能な者。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年5月21日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	麻生区内道路清掃委託
	履行場所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが含まれていること)を受けている者。</p> <p>(7) 散水車、ロードスイーパー及び運搬車(ダンプトラック)を保有または調達することが可能な者。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年5月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</li> <li>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があり、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。</li> <li>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</li> <li>・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</li> </ul>

川崎市公告第360号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）川崎高津区溝口商業施設計画  
 川崎市高津区溝口五丁目735番ー1番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 J A三井リース建物株式会社  
 代表取締役 工藤真樹  
 東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	代 表 者	住 所
株式会社ライフコーポレーション	代表取締役執行役員 岩崎 高治	東京都中央区日本橋三丁目6番2号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和3年4月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 3,005平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・駐車場1（店舗建物3階）  
 収容台数 69台
    - ・駐車場2（店舗建物4階）

- 収容台数 43台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
  - ・駐輪場1（店舗建物1階西側）  
 収容台数 110台
  - ・駐輪場2（店舗建物1階北側）  
 収容台数 54台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
 店舗建物西側  
 面積 84.93平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 店舗建物西側  
 容量 36.18立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前8時  
 閉店時刻 翌午前1時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前7時30分から翌午前1時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 出入口2箇所（敷地北側・南側）
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後11時まで
- 8 届出の年月日  
 令和2年4月13日
- 9 届出及び添付書類の縦覧場所  
 経済労働局産業振興部商業振興課（川崎フロンティアビル10階）及び高津区役所
- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
 令和2年4月17日から令和2年8月17日までの午前

8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和2年8月17日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第361号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請における人材派遣
	履行場所	川崎市財政局資産管理部契約課 契約課会議室(明治安田生命川崎ビル13階)
	履行期限	令和2年9月7日から令和2年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。 (4) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。 (5) 本市又は他官公庁において人材派遣業務(一般事務サービス)の契約実績があること。 (6) プライバシーマークを取得していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和2年6月5日 11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	免除	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第362号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者			設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成り立つる利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払 方法	氏名 又は名称	住所		
川崎市麻生区 黒川字広町1821	畑	952	立川 光芳	川崎市麻生区黒川287	貸借権	普通畑	令和2年 5月1日	令和5年 4月30日	円 16,000	毎年5月1日 までに現金で 支払う	越畑 幸作	川崎市麻生区 黒川1549	貸借	
川崎市麻生区 黒川字西谷1589	畑	974	関口 眞昭	川崎市高津区 末長2-16-21	使用借権	ボラン ティア 育成研 修会の 実習ほ 場とし て利用	令和2年 5月1日	令和7年 4月30日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用貸借	
川崎市麻生区 黒川字宮添186-1 186-2 213	田 田 田	762 762 477	梅澤 桂	川崎市麻生区 はるひ野1-4-9	使用借権	収穫体 験ほ場 として 利用	令和2年 5月1日	令和4年 4月30日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用貸借	

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

## (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

## (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

## 2-2 特記事項

## (1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況

についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第363号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月20日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	東扇島西公園災害復旧工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島94番地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年7月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年5月18日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	一般県道真光寺長津田舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区岡上942番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年5月18日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## 川崎市公告第364号

令和2年4月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	犬蔵小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目3番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月5日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 南野川小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区野川2604番地ほか1校
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 臨港中学校ほか2校トイレ改修衛生その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浜町2丁目11番22号ほか2校
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月10日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	南加瀬中学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬3丁目10番1号
	履行期限	契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(11) 外壁複合改修（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> <p>(12) 次のアとイの要件のすべてを満たす、同種工事の完工実績（元請に限る）を平成17年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 建築物の外壁塗装（外壁用塗膜防水を含む。）の改修工事又は補修工事。</p>	

参加資格	イ 建築物の屋上防水若しくは屋根防水の改修工事又は補修工事。ただし、次の各号の例に該当するような下部に室内空間のない部位の防水工事のみの場合を除く。 (例) ①庇、②キャンチベランダ、③外気に開放された渡り廊下等の屋根又は屋上
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年6月5日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	今井小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区今井西町3番18号
	履行期限	契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(10) 外壁複合改修(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> <p>(11) 次のアとイの要件のすべてを満たす、同種工事の完工実績(元請に限る)を平成17年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 建築物の外壁塗装(外壁用塗膜防水を含む。)の改修工事又は補修工事。</p> <p>イ 建築物の屋上防水若しくは屋根防水の改修工事又は補修工事。ただし、次の各号の例に該当するような下部に室内空間のない部位の防水工事のみの場合を除く。 (例) ①庇、②キャンチベランダ、③外気に開放された渡り廊下等の屋根又は屋上</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年5月29日14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	中原小学校ほか2校トイレ改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地ほか2校
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年6月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第365号

川崎農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を同条第2項の規定に基づき次により縦覧に供します。

令和2年4月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 川崎農業振興地域整備計画の変更に係る項目
- 第1 農用地利用計画

第9 附図

- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
川崎市都市農業振興センター農地課  
(川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番地7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)

## 川崎市公告第366号

一団地の総合的設計制度の認定の取消しについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和2年4月23日

川崎市長 福田紀彦

対 象 区 域	川崎市多摩区登戸字耕地3112番1、同番2及び3116番3
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部 建築指導課
申請者 住 所 氏 名	東京都世田谷区成城一丁目20番3号 株式会社 大槻工務店 代表取締役 大槻 惣平
認定取消年月日 及び認定取消番号	令和2年4月23日 川崎市指令ま建指第702号

## 川崎市公告第367号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	早野聖地公園次期整備区域1 工区園路詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区早野地内
	履 行 期 限	令和2年12月25日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>主任技術者は、技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）、技術士（建設部門一都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とする。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年5月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第368号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
指定区間の 地名・地番	多摩区登戸字戊耕地2037番3、2076番4、2079番3、2079番4、2094番3、2094番4、2095番5の各一部 別図省略
幅員・延長	6.00m × 45.72m (区画道路6-23号線)
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第501号 令和2年4月24日

川崎市公告第369号

入札公告

令和2年度幸区こども総合支援ネットワーク会議関連事業運営支援業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度幸区こども総合支援ネットワーク会議関連事業運営支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区役所(川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1)及び幸市民館(川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2)、日吉合同庁舎(川崎市幸区南加瀬1丁目7番地17)、他幸区内施設

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」に記載されていること。

(4) 国又は地方自治体において、以下の項目の全てについて類似実績があること。

ア 子どもや高齢者、障害者等の支援関係団体による情報交換、相互協力を行うための、会議等の運営支援業務。

イ 子どもや高齢者、障害者等の支援関係団体との共催イベント等の開催運営支援業務。

ウ 情報誌の編集企画業務。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

川崎市幸区役所地域みまもり支援センター

(福祉事務所・保健所支所) 地域ケア推進課

電話：044-556-6730

FAX：044-556-6659

E-Mail：63keasui@city.kawasaki.jp

※ 競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」-「入札情報」-「入札情報(入札公表・落札結果)」-「入札情報」-「委託」-「入札公表」-「財政局」)

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

令和2年4月27日(月)から令和2年5月8日(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

令和2年5月12日(火)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。

電子メール 63keasui@city.kawasaki.jp

FAX：044-556-6659

(2) 質問受付期間

令和2年5月11日(月)午前9時から令和2年5月13日(水)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年5月14日(木)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加するこ

とができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法等

###### ア 持参による入札

###### (ア) 入札日時

令和2年5月20日(水) 午前10時

###### (イ) 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1

川崎市幸区役所4階 第3会議室

##### (2) 入札保証金

免除とします。

##### (3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

##### (4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約の手続等

##### (1) 契約保証金

免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 前払金

否

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「ダウンロードコーナー」－「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

#### 川崎市公告第370号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務件名

生涯学習プラザ動力制御盤長寿命化整備業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市中原区今井南町28番41号

##### (3) 履行期間

契約日から令和2年9月30日まで

##### (4) 業務概要

生涯学習プラザに設置されているポンプ系統の動力制御盤の更新、及び、試運転調整等を行う。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に搭載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル3階

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

電話 044-200-1981(直通)

F A X 044-200-3950

E-mail 88syogai@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年4月27日(月)から令和2年5月7日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年5月11日(月) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月15日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 88syogai@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3950

(5) 回答方法

令和2年5月20日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年5月28日(木)午前10時00分

イ 入札場所

川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル4階 第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ

ればなりません。

- (2) 前払金  
否
- (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第371号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 委託名  
八ヶ岳少年自然の家再生整備方針策定業務委託
- (2) 目的  
川崎市では、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通じて、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため、長野県諏訪郡に川崎市少年自然の家を設置しています。当該施設内の建築物には、築年数が40年程度経過した木造建築物が多くあり、また、厳しい自然環境下にあるため、施設及び設備の老朽化が著しい状況にあります。  
本業務は、以上の背景を踏まえ、建築物の長寿命化改修や建て替え等の計画策定の方向性を判断するための現況調査を行い、その結果を踏まえ、建築物と外構施設との関連性を総合的に考慮した八ヶ岳少年自然の家再生整備方針を策定することを目的とします。
- (3) 履行場所  
川崎市内、長野県諏訪郡
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和3年3月15日(月)まで
- (5) 事業規模(予算概算額)

33,990,000円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(6) 業務概要

ア 事前調査・確認

施設調査の実施計画書を作成し、施設調査に先立ち施設側に事前説明を行う。また、各種図面、工事履歴及び点検記録等の資料の収集及び内容の確認等の既存施設の現況調査を行う。

(ア) 実施計画書の作成

(イ) 既存施設の現況調査

イ 対象施設の調査

敷地内の全ての建築物、電気機械設備、機械設備等について、目視及び指触による調査を基本とし、必要に応じ簡易な器具(ハンマー、絶縁測定器)を用いて調査し、劣化、損傷、変形及び腐食等の有無を確認する。また、一部の建築物については、構造部材のサンプル調査を行い、躯体の健全度状況の判定を行う。これらの調査結果を基に、劣化状況の分析・診断を行う。

(ア) 図面照合・確認

(イ) 劣化調査 建築物対象部位、電気設備対象機器、機械設備対象機器

(ウ) 建築物の構造部材のサンプル調査

(エ) 污水配管及び水道管劣化調査

(オ) 浄化槽調査

(カ) 石綿含有建材の調査とPCBの調査

(キ) 記録

(ク) 劣化状況分析・診断

ウ 再生整備方針の検討

先進事例の収集と施設利用者を対象としたアンケート調査を実施し、これらの結果を基に、適切な施設規模及び施設の水準を検討する。また、調査・分析内容を踏まえ、長寿命化の可否の判定と優先度の検討及びライフサイクルコストの検討を行い、これらの検討結果を総合的に組み合わせ、建築物と外構施設の配置計画を複数のパターン(再生整備モデル)を検討する。それぞれの再生整備モデルの長期維持管理計画を作成し、最適な再生整備方針を策定する。

(ア) 先進事例の収集と評価

(イ) 施設利用状況等の把握

(ウ) 施設規模及び施設の整備水準の検討

(エ) 長寿命化の判定と優先度の検討

(オ) ライフサイクルコストの検討

(カ) 再生整備モデルの検討

(キ) 長期維持管理計画の検討及び再生整備方針の策定

2 担当部署

部署・担当者名	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 新津・小野
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
電話番号	044-200-1981
電子メール	88syogai@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)

### 3 プロポーザル参加資格

#### (1) 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。(ただしウについては、企業又は管理技術者個人の実績とします。)

ア 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。

イ 川崎市の競争入札参加資格を有し、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿で次の業種及び種目のいずれにも搭載されていること。

業種10「建築設計」の種目01「意匠設計」及び種目02「構造設計」

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

ウ 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者、一級建築士免許を有する意匠主任技術者及び構造主任技術者を配置すること。

また、構造主任技術者は上記の要件に加え、耐震改修設計の経験を有していること。なお、管理技術者は、応募者の組織に所属していること。

エ 意匠、構造の各主任技術者に加え、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する(業務経験5年以上)、若しくは、本業務と同等以上の改修計画立案に関する実績を有する(業務経験10年以上)又は同程度の能力のある(業務経験10年以上)電気設備主任技術者、並びに、建築士法第2条第5項又は第10条の2の2第2項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格(建築設備士又は設備設計一級建築士)を有する機械設備主任技術者を、それぞれ1名配置できる者であること。

オ 次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 本業務に関するノウハウと実績がある者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づ

く更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(ウ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(エ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(オ) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(カ) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(キ) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

#### (2) 協力者又は協力事務所の資格要件

応募者は、本業務に関する管理技術者及び主任担当技術者(意匠)を除く、担当業務分野について、協力者又は協力事務所(以下「協力者等」という。)を加えることができます。なお、協力者等とは、基本的に管理技術者の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指します。

協力者等となった者及びその者の所属する建築設計業者は本プロポーザルの応募者となることができません。

### 4 参加意向申出書の提出

令和2年5月11日(月)午後3時までに担当部署に郵送又は持参してください。

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもので必着

### 5 参加資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和2年5月12日(火)に電子メールで参加資格確認結果通知書を送付します。

### 6 仕様書に関する質問

#### (1) 質問受付期間

令和2年5月13日(水)から令和2年5月15日(金)午後3時まで

#### (2) 質問受付方法

電子メールにより受け付けます。

電子メールアドレス 88syogai@city.kawasaki.jp

#### (3) 回答方法

令和2年5月19日(火)に電子メールで参加予定事業者全員に送付します。

## 7 企画提案書の提出

必要書類	ア 企画提案書：当該業務の企画提案内容を記載 イ 添付書類 (ア) 提案者概要（企業パンフレット等） (イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載） (ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載） (エ) 所要経費・概算見積書 ※いずれも任意様式
提出部数	各15部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和2年5月28日（木）午後3時必着

## 8 提案内容の評価基準

評価項目	配点
<b>1 業務実施体制</b>	<b>30</b>
(1) 業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。	5
(2) 業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	5
(3) 業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	10
(4) 本市や他の自治体等での類似業務の実績が十分と判断できる。	5
(5) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	5
<b>2 業務への取組意欲・積極性</b>	<b>10</b>
(1) 積極性があり、前向きな提案がなされている。	5
(2) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある	5
<b>3 企画力</b>	<b>50</b>
(1) 少年自然の家の設置目的を理解した提案がされている。	10
(2) 木造建築物の劣化調査方法と判断方法が適切に提案されている。	10
(3) 施設利用状況のアンケート調査の活用方法、フィードバック方法が適切に提案されている。	10
(4) 施設の長寿命化と建て替えの方向性を総合的に判断する方法が適切に提案されている。	10
(5) 少年自然の家が持つ資源（建物・自然）の効果的な活用方法を踏まえた施設全体のゾーニングの検討手法が適切に提案されている。	10
<b>4 提案内容の実行可能性</b>	<b>10</b>
(1) 企画提案内容は十分に実行可能な方法となっている。	5
(2) 企画提案内容は適切な整備スケジュールとなっている。	5

## 9 企画提案評価委員会

日 時	令和2年6月3日（水）予定 ※時刻、場所等の詳細は各事業者へ別途通知いたします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日時、場所等について変更する場合があります。
参集場所	2 担当部署参照 ※参集場所から会場等へは担当者をご案内します。
会 場	川崎市役所会議室
内 容	説明（プレゼンテーション）20分、質疑応答10分 ※プロジェクター等はありません。

## 10 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めるとなります。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本業務の受託者についても同条の規定が適用されます。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

## 川崎市公告第372号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
高圧ガス容器再検査業務

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20-7 消防局ポンベ集積場

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 業務概要

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス容器の法定検査

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。

(4) 本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) 本契約について、確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必類似業務の履行実績資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区南町20番地7  
川崎市消防局総合庁舎8階  
消防局総務部施設設備課装備係  
電話 044-223-2554

(2) 配布・提出期間

令和2年4月27日(月)午前8時30分から令和2年5月7日(木)午後5時まで(土日、休日は除く平日のみ)

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 類似業務の履行実績資料

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次によ

り確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和2年5月11日(月)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和2年4月27日(月)午前9時から令和2年5月12日(火)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 84sisetu@city.kawasaki.jp

FAX 044-223-2520

(4) 回答方法

令和2年5月14日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めると必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月18日(月)午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告第373号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

給食申込書等の作製及び封入業務委託契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年2月26日(金)まで

(4) 委託業務の概要

「給食申込書等の作製及び封入業務委託契約 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「給食申込書等の作製及び封入業務委託契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

(3) 履行場所

ア 給食申込書、口座振替依頼書、案内文書及び配布用封筒の作製並びに封入

受託者の事業所等

イ 給食申込書、口座振替依頼書、案内文書及び配布用封筒各市立学校等への配布

各市立学校等(所在地は仕様書別紙1に記載のとおり。)

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出場所及び問合せ先  
本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

担当：國分

電話 044-200-2539(直通)

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和2年4月27日(月)から令和2年5月1日

(金)17時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

郵送又は電子メールによる送付とします。

郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送してください。

電子メールによる送付の場合は、pdf形式のファイルを送付するものとし、併せて原本を郵送にて

送付ください。電子メールに添付したpdfファイルの到達をもって入札参加資格確認申請書の提出といたします。また、電子メールを送付した際に上記問合せ先電話番号宛てにその旨御一報ください。

#### (5) 仕様書等の配布

本件入札に係る仕様書及び入札説明書は、入札日前日の17時まで、以下のurlにおいてダウンロードにより配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/soshiki/25-10-0-0-0.html>

### 4 入札の手續

#### (1) 日程の概要

入札手續の日程概要は次のとおりです。

##### ア 入札参加資格確認通知書の送付

令和2年5月7日(木)

##### イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和2年5月11日(月)

##### ウ 仕様等に関する質問への回答

令和2年5月13日(水)

##### エ 入札及び開札

令和2年5月19日(火)

#### (2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

##### ア 入札参加資格確認通知書の送付

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認通知書(様式2)」を送付します。

##### (ア) 送付日

令和2年5月7日(木)

##### (イ) 送付方法

電子メールにより送付します。

##### イ 仕様等に関する質問

##### (ア) 質問の方法

入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。

##### (イ) 質問の受付期間

令和2年5月11日(月)17時まで(必着)

##### (ウ) 回答

令和2年5月13日(水)までに、質問者名を伏せた上で、全ての質問への回答を全参加者宛てに電子メールで送付します。なお、入札参加資格がない者からの質問には回答しません。

##### ウ 入札及び開札

##### (ア) 入札の方法等

a 入札は総価で行います。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、郵送のみとします。提出の際は、配達記録の残る方法により郵送してください。

#### (イ) 入札及び開札の日時等

##### a 日時

令和2年5月19日(火)17時(必着)

##### b 場所

3(1)の連絡先に同じ。

#### (ウ) 入札保証金

入札保証金を要します。ただし、川崎市契約規則第9条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

#### (エ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (オ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### 5 契約手續等

#### (1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

#### (2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

#### (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

### 6 その他

#### (1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 本公告に定めのない事項

本公告に定めるもののほか、本件入札に関する事項は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市

競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第374号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申

請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和2年4月28日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年4月9日	特定非営利活動法人川崎子どもわくわく教室	田丸 祐子	川崎市中原区荻宿49番6-1号	この法人は、子どもに対して成功体験や伝統文化に触れる機会を提供し、また教育に携わる人達に対して教育力の向上を目指す環境を提供することで、子ども達の知的で心身共に健やかな成長ができるまちづくりをテーマに、子どもの「生きる力」や子どもの教育に携わる人達の「教育力」の向上を目指し、地域の子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告(調達)第263号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

ちどり公園内緑地管理業務委託

(2) 履行場所

ちどり公園(川崎区千鳥町9番1及び9番5)

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 業務概要

ちどり公園内において、下記に掲げる緑地管理業務を実施し、ちどり公園を訪れる多くの市民の方に快適に利用してもらうことを目的とします。

ア 一般業務

イ 除草業務

ウ 剪定業務

エ 運搬・処分業務

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「99:その他業務」種目「03:除草、せん定等樹木管理」及び地域区分市内

で登載されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること

3 競争入札参加申込書の配布

次により、競争入札参加申込書及び入札説明書等を配布します。

また、本市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/2020olypara/page/0000117108.html>)よりダウンロードできます。

(1) 配布場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局

オリンピック・パラリンピック推進室

担当 永田・田中

電 話 : 044-200-0809

F A X : 044-200-3599

E-Mail : 20olypara@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和2年5月11日(月)から同年同月15日(金)

までの開庁時間

本市ホームページ上の掲載は、令和2年5月11日

(月)から同年同月17日(日)まで

4 競争入札参加申込書の提出

この入札に参加を希望する者は、次により所定の競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所 3(1)と同じ

(2) 提出期間 令和2年5月11日(月)午前9時から同年同月18日(月)午前9時まで

(3) 提出方法 持参、郵送、メール、FAXのいずれかとする

※いずれの場合も5月18日(月)午前9

時必着

## 5 仕様書の縦覧及び配布等

仕様書は3(1)において、令和2年5月11日(月)から同年同月29日(金)までの間、縦覧します。

また、本市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/2020olypara/page/0000117108.html>)よりダウンロードできます。

## 6 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和2年5月19日(火)に競争参加資格確認通知書を発送します。なお、競争参加資格確認通知書のデータは、同日、競争入札参加申込書に記入されている電子メールのアドレスに送付します。

## 7 仕様に関する問合せ

## (1) 問合せ先

3(1)と同じ

## (2) 問合せ期間

令和2年5月11日(月)午前9時から令和2年5月20日(水)午後5時まで

## (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)のFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

## (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年5月22日(金)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

## 8 入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき

## 9 入札手続等

## (1) 入札書

入札は、所定の入札書及び内訳書をもって行い、入札書の「件名」及び「商号又は名称」の項目に記載した内容を明記した封筒に入れて、5月29日(金)午後2時までに持参または郵送により事前に提出してください。

## (2) 提出場所

3(1)と同じ

## (3) 入札方法

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜金額)を入札書に

記載してください。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 開札日時

令和2年5月29日(金) 午後2時

## (6) 開札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局 小会議室

## (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条及び同規則第14条の2の規定に基づいて作成した「最低制限価格以上、予定価格以下」の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## (8) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 10 再度入札の実施

落札者が無い場合は、速やかに再度入札を行います。

## 11 契約の手続等

## (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 前払金

否

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## 13 添付書類

## (1) 仕様書

## (2) 競争入札参加申込書

## (3) 質問書

## (4) 入札(見積)書

## (5) 内訳書

**川崎市公告(調達)第264号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
消防指令システム等保守点検業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
消防局警防部指令課  
川崎市川崎区南町20番地7
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気 株式会社 神奈川支社  
支社長 辻 貴夫  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)  
103,578,611円
- 6 相手方を決定した手続き  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第265号**

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名  
令和2年度 早野地区協働事業実施委託
  - (2) 履行場所  
川崎市麻生区早野地区ほか
  - (3) 履行期間  
契約締結日～令和3年3月29日
  - (4) 委託概要  
農業振興地域に指定されている麻生区早野地区は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地の不適切な利用や遊休化が進行している。早野地区の活性化のため、「早野里地里山づくり推進計画」に基づき、地域の資源を活用した各種イベント企画・運営、早野野菜マーケットの実施及び地区のPR活動並びに早野地区活性化懇談会の運営を行う。
- 2 競争入札参加資格  
入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た

さなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
  - (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
  - (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 3 入札参加申込書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望される者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。
- (1) 配布・提出場所  
川崎市都市農業振興センター農地課  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7  
JAセレサ梶ヶ谷ビル2階  
電話044-860-2461(担当 小笠原)
  - (2) 配布・提出期間  
令和2年5月11日(月)から令和2年5月15日(金)まで(必着)  
午前8時30分から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)
  - (3) 提出書類  
入札参加申込書
  - (4) 提出方法  
郵送により提出してください。郵送は、書留又は簡易書留に限ります。  
提出書類(入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードできない場合には、上記(2)の期間に、上記(1)の場所で配布します。  
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 入札参加資格確認通知書  
入札参加申出書を提出後、2の入札参加資格について審査し、入札参加資格審査結果通知書により結果を通知します。  
川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、5月19日(火)に電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
- (1) 質問  
次により仕様書等の内容に関し、質問することが

できます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

## (2) 質問受付期間

令和2年5月19日(火)から令和2年5月20日(水)午後5時まで

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

## (4) 質問書の提出方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール [28nouti@city.kawasaki.jp](mailto:28nouti@city.kawasaki.jp)

FAX 044-860-2464

## (5) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和2年5月21日(木)に全参加者あてに文書(電子メール又はFAX)で送付します。回答後の再質問は受け付けません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札手続き等

## (1) 入札の方法

## ア 入札書の提出方法

郵送により提出してください。郵送は、書留又は簡易書留に限りです。

## イ 入札書の提出日時

令和2年5月25日(月) 必着

封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名と「入札書在中」の文言を明記してください。また、送付後速やかに、下記記載の担当に電話連絡をしてください。

## ウ 入札書の提出場所

川崎市都市農業振興センター農地課

〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7

J A セレサ梶ヶ谷ビル2階

電話044-860-2461(担当 小笠原)

## (2) 入札保証金

免除

## (3) 開札の日時

令和2年5月26日(火) 午前10時

## (4) 開札の場所

上記(1)ウに同じ

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格

をもって入札を行った者を落札者とします。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約手続等

## (1) 契約保証金

免除

## (2) 前払金

否

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) この一般競争入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

## 川崎市公告(調達)第266号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名 北部市場自動火災報知設備補修委託

(2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1

(3) 履行期間 契約締結日から令和3年1月29日まで

(4) 業務内容 仕様書のとおり

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」の種目「消火設備保守点検」に登録されていること。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(6) 消防施設工事業に係る建設業(特定)の許可を受

けていること。

- (7) 監理技術者(業種「消防」)を配置できること。  
 (8) 消防設備士免状(甲種特類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(7)の技術者(業種「消防」)との兼任を可とする。  
 (9) 過去5年間で、本市又は他官公庁において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績があること(契約実績を証明できる契約書、仕様書のコピーを書面にて競争参加申込書と共に提出すること)。
- 3 入札説明書・競争入札参加申込書の配布及び提出  
 この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 配布及び提出場所

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1  
 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課施設維持係  
 担当 森茂  
 電 話 : 044-975-2216  
 F A X : 044-975-2242  
 電子メール : 28hokan@city.kawasaki.jp

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月15日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、令和2年5月15日(金)午後4時必着

(4) 提出書類 競争入札参加申込書

本市又は他官公庁においての類似契約実績を証明できるもの

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認書を令和2年5月21日(木)に交付します。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時 令和2年5月21日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで(土・日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 回答方法

質問が提出された場合にのみ、令和2年5月29日(金)に電子メールにて文書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年6月5日(金)午前10時

なお、郵送の場合は、令和2年6月4日(木)午後4時必着

(3) 入札・開札の場所

川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場  
 管理事務所棟2階 大会議室

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送

郵送先は上記3(1)に同じ

(5) 入札保証金

免除(ただし、競争入札参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき)

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合には調査を行うことがあります。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 入札書の記載金額

入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし

す。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。)

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約予定日 令和2年6月10日(水)

(5) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2項に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

11 その他

(1) 事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

川崎市公告(調達)第267号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
子ども・子育て支援システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
こども未来局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 神奈川支社  
支社長 辻 貴夫  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC
- 5 契約金額  
64,592,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第268号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度区役所事務サービスシステムプロジェクト管理支援業務委託契約
- 2 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日  
令和2年3月24日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 野村総合研究所  
代表取締役社長 此本 臣吾  
東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町グランキューブ
- 6 契約金額  
85,976,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 8 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第269号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度 福祉総合情報システム（1～3次）統合運用保守管理支援業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部保健福祉システム課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 野村総合研究所  
代表取締役社長 此本 臣吾  
東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町グランキューブ
- 5 契約金額  
105,534,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第270号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度電子申請システム運用保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 日立製作所 横浜支社

支社長 高倉 哲雄

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号  
横浜三井ビルディング

- 5 契約金額  
46,404,710円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第271号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和2年度番号連携サーバ機器更新に係る移行業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 村瀬 満高  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
- 5 契約金額  
40,712,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第272号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入（製造）物品及び数量  
消防ポンプ自動車 1台
  - (2) 購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和3年3月19日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月25日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
担当 松田  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093

イ 閲覧期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に持参又は書留郵便にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先  
上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間  
上記3(1)イに同じ。

(2) 書留郵便による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先  
上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間  
上記3(1)イの前日までに必着とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

## 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

## 6 発注課担当者

消防局総務部施設整備課 担当 鈴木  
電話 044-223-2553

## 7 仕様書に関する質問・回答

## (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

## ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年5月11日～令和2年  
5月25日  
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

## イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年5月11日～令和2年  
5月25日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

## (2) 回答

ア 回答日 令和2年6月9日 17時まで

## イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

## 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年6月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年6月9日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

## 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 10 入札の手続等

## (1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

## ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年6月23日  
午前10時00分

## イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年6月23日  
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区砂子1-7

－ 4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年6月19日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Fire pump car 1unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 23 June 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告（調達）第273号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入（製造）物品及び数量

救助工作車（Ⅱ型） 1台

(2) 購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和3年2月26日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期

間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月25日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

### 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

#### (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
担当 松田  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町  
1番地 明治安田生命ビル13階  
電話044-200-2093

イ 閲覧期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

#### (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

### 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出して

ください。

提出期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に持参又は書留郵便にて提出してください。

#### (1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

#### (2) 書留郵便による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イの前日までに必着とします。

#### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

### 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

### 6 発注課担当者

消防局総務部施設設備課 担当 鈴木

電話 044-223-2553

### 7 仕様書に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年5月11日～令和2年  
5月25日  
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年5月11日～令和2年  
5月25日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和2年6月9日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年6月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年6月9日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年6月23日  
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年6月23日  
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年6月19日 必着  
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手續等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手續を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Rescue work vehicle (TYPE II) 1unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 23 June 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第274号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

高規格救急自動車 3台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和2年11月30日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月25日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

- (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じ、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

### 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

#### (1) 窓口での閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
担当 松田  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町  
1番地 明治安田生命ビル13階  
電話044-200-2093
- イ 閲覧期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

#### (2) インターネットでの閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
- イ 閲覧期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

### 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

- 提出期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に持参又は書留郵便にて提出してください。

#### (1) 持参による入札参加申し込みの場合

- ア 配布、提出及び問い合わせ先  
上記3(1)アに同じ。  
なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。
- イ 配布・提出期間  
上記3(1)イに同じ。

#### (2) 書留郵便による入札参加申し込みの場合

- ア 配布、提出及び問い合わせ先  
上記3(1)アに同じ。  
なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。
- イ 配布・提出期間  
上記3(1)イの前日までに必着とします。

#### (3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 納入予定物品仕様書
- ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）
- エ アフターサービス・メンテナンス申告書  
また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

### 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

### 6 発注課担当者

- 消防局総務部施設装備課 担当 鈴木  
電話 044-223-2553

### 7 仕様書に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

- 入力・提出期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日  
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

#### イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年5月11日～令和2年5月25日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

## (2) 回答

ア 回答日 令和2年6月9日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

## 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年6月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年6月9日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

## 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 10 入札の手続等

### (1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年6月23日  
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年6月23日  
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年6月19日 必着  
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)と同じ

### (2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イと同じ。

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

High-standard ambulance car 3unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 23 June 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第275号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市CALS/EC電子納品保管・管理システムのサーバ機器等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期間

令和2年12月1日から令和7年11月30日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和2年5月22日(金)までに行ってください。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階

建設緑政局総務部技術監理課 担当 高橋

電話 044-200-2791(直通)

FAX 044-200-3973

電子メールアドレス 53gikan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで

(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時か

ら17時まで)

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査を経て入札参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、令和2年6月2日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 入札説明書の交付

入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで縦覧に供します。(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和2年6月2日(火)から令和2年6月9日(火)まで

(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)に記載するFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際には、その旨担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年6月17日(水)までに、全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

本契約に要する60ヶ月の経費総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月23日(火) 14時

イ 場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパーク17階  
建設緑政局会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限

令和2年6月22日(月) 必着

イ 宛先

3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の契約関係規定で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
The contract for the lease and maintenance of server and other necessary equipment for Kawasaki CALS/EC Electronic Delivery and Storage Managing System)
- (2) Time-limit for tender:2:00P.M. , June 23, 2020
- (3) Time-limit for tender by mail: June 22, 2020
- (4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Technology Superintendence Section  
General Administration Department  
Construction and Greenery Development Bureau  
12-1, Ekimae-honcho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-0007, Japan  
TEL:044-200-2791

川崎市公告（調達）第276号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。  
令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
幸市民館空調和機その他設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市幸区戸手本町1-11-2  
川崎市幸市民館・幸図書館
- (3) 履行期限  
契約日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要  
幸市民館・図書館に設置されている空調和機のオーバーホール、電動弁、Y型ストレーナー及びボリウムダンパーなどの交換、分解整備及び試運転

調整などを行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されていること。
- (6) 過去5年以内（平成27年度以降）に本市又は他官公庁（国及び地方自治体）において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。ただし、発注者と直接契約を締結し履行した元請としての実績に限る。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒212-0023 川崎市幸区戸手本町1-11-2  
幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課  
（幸市民館）  
電 話 044-541-3911  
F A X 044-555-8224  
電子メール 88saisi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和2年5月11日（月）から5月19日（火）まで  
（ただし、土曜日及び日曜日を除く）  
午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く）
- (3) 提出方法  
持参とします。
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加申込書  
イ 2(6)に示す契約実績が確認できる契約書の写し及び仕様書の写し

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付  
業務の詳細、競争入札参加申込書及び質問書の様式などが添付されている入札説明書は、上記「3(1)

配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」に縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

また、入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本案件の入札公表詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、令和2年5月27日(水)までに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにて送付します。

#### 6 仕様書等に関する問合せ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しませんので御注意ください。

##### (1) 質問書の受付場所及び問合せ先

上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

##### (2) 質問書の受付期間

令和2年5月11日(月)から6月1日(月)まで  
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

##### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

##### (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88saisi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-555-8224

なお、電子メール又はFAXにて質問書を送付した場合は、送付した旨を044-541-3911あてに電話連絡してください。

##### (5) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を全入札参加者に、令和2年6月8日(月)午後5時までに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXにて送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

#### 7 現地確認の方法

##### (1) 現地確認期間

令和2年5月11日(月)から5月29日(金)まで  
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

##### (2) 現地確認の方法

現地確認を希望される場合は、必ず事前に現地確認を希望する旨を電話(044-541-3911)にて連絡してください。電話連絡を受けていない場合の現地確認はできません。

なお、現地確認の日時は双方の調整により決定するため、必ずしも希望日時に行えるものではありません。

また、口頭での質問には回答できません。

#### 8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 9 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札参加者は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時

令和2年6月11日(木) 午後2時

イ 入札・開札の場所

川崎市幸区戸手本町1-11-2

幸市民館2階 第1会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を実施します。再度入札用の入札書等も準備の上、参加してください。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

また、入札・開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

11 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。

12 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

また、契約条項等は、上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において閲覧することができます。

13 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は、上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告（調達）第277号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和2年度クライアント管理業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社富士通エフサス 川崎支店  
支店長 三枝 弘幸  
川崎市川崎区東田町8番地

5 契約金額

30,360,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

川崎市公告（調達）第278号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

Windows CAL 2019

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期限

令和2年7月31日

(4) 調達概要

入札説明書によります。

## 2 入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「コンピュータ」種目「ソフトウェア・消耗品」に記載されていること。  
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月22日(金)までに行ってください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

## 3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4  
(第3庁舎9階)  
総務企画局情報管理部システム管理課  
担当 森田・和田  
電 話 044-200-3076  
F A X 044-200-3752  
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)までとします。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

## (3) 提出方法

持参に限る。

## 4 一般競争参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## (2) 場所

3(1)に同じ

## (3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

## 5 入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

## (1) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## (2) 場所

3(1)に同じ

## 6 仕様に関する問い合わせ先

## (1) 3(1)に同じ

- (2) 仕様に関する質問は、令和2年6月1日(月)から令和2年6月8日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については令和2年6月15日(月)、全社にF A Xもしくはメールにて送付します。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札金額・方法等

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、契約ごとに入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。なお、郵送による入札を行う場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便にて送付してください。この場合は郵送した日に3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月24日(水)午後2時  
イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限 令和2年6月23日(火)必着  
イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札  
は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免  
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納  
入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。落札者は契約書を2通作成し、令  
和2年6月29日(月)午後5時15分までに3(1)の場  
所に持参してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口  
3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be  
leased :

Windows CAL 2019

(2) Time-limit for tender :

2:00 P.M. June 24, 2020

(3) Time-limit for tender by mail :

June 23, 2020

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel:044-200-3076

川崎市公告(調達)第279号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお  
り公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

更新プログラム管理システムの賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ  
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2  
条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造  
の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リ  
ース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付け  
されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加  
業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理  
部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和  
2年5月22日(金)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁におい  
て類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入  
することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の  
求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争  
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 森田、和田

電話 044-200-2057

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和2年6月1日(月)から令和2年6月8日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和2年6月15日(月)、全社にF A Xもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書

(カタログ等)を令和2年6月17日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年6月24日(水)午後2時30分

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限

令和2年6月23日(火)必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口  
3(1)に同じ

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
The contract for the lease and maintenance of Server machinery for Updates management system
- (2) Time-limit for tender :  
2:30 P.M. June 24, 2020
- (3) Time-limit for tender by mail :  
June 23, 2020
- (4) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
System Management Section  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-2057

川崎市公告(調達)第280号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
庁内共通システム基盤の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期間  
令和3年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 調達物品の概要  
入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月22日(金)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4  
(第3庁舎9階)  
総務企画局情報管理部システム管理課  
担当 森田、和田  
電話 044-200-2057  
FAX 044-200-3752  
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所  
3(1)に同じ
- (2) 日時  
令和2年6月1日(月)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (3) その他  
競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで縦

覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

##### (1) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

##### (2) 場所

3(1)に同じ

#### 6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和2年6月1日(月)から令和2年6月8日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和2年6月15日(月)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

#### 7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和2年6月17日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

#### 8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

#### 9 入札の手続等

##### (1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和2年6月24日(水)午後3時00分

###### イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

###### ア 期限

令和2年6月23日(火) 必着

##### イ 宛先

3(1)に同じ

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

#### 10 契約の手続等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

##### (4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

#### 12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of Server machinery for the common system foundation

(2) Time-limit for tender :

3:00 P.M. June 24, 2020

(3) Time-limit for tender by mail :

June 23, 2020

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-2057

### 川崎市公告(調達)第281号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

AD・ファイルサーバの賃貸借及び保守契約

##### (2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

##### (3) 履行期間

令和3年2月1日から令和8年1月31日まで

##### (4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

#### 2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月22日(金)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又はその他官公庁において、10,000台以上のネットワーク接続パソコンのある環境及び20,000人以上のユーザーのAD・ファイルサーバの導入に関わるコンサル・構築・移行等の業務を過去5年間以内に受託した実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 森田、和田

電話 044-200-2057

FAX 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

##### (3) 提出方法

持参に限る。

#### 4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 場所

3(1)に同じ

##### (2) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

##### (3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和2年5月11日(月)から令和2年5月22日(金)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

##### (1) 日時

令和2年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

##### (2) 場所

3(1)に同じ

#### 6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和2年6月1日(月)から令和2年6月8日(月)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時

30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和2年6月15日(月)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

#### 7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和2年6月17日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

#### 8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

#### 9 入札の手続等

##### (1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和2年6月24日(水)午後3時30分

###### イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

###### ア 期限

令和2年6月23日(火)必着

###### イ 宛先

3(1)に同じ

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

#### 10 契約の手続等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

#### 12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of Server machinery for Active Directory and File Server system

(2) Time-limit for tender :

3:30 P.M. June 24, 2020

(3) Time-limit for tender by mail :

June 23, 2020

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel:044-200-2057

#### 川崎市公告(調達)第282号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

令和2年度(7~3月)原子爆弾被爆者に対する栄養補給食品支給業務委託

##### (2) 履行場所

市内全域(対象者の居住地)

##### (3) 履行期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

##### (4) 業務内容

仕様書のとおり

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、「平成31・32年度川崎市業者委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 同様の業務の経験・実績があること。

## 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)

健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係

電 話 044 (200) 2462

F A X 044 (200) 3986

E-mail [40kenko@city.kawasaki.jp](mailto:40kenko@city.kawasaki.jp)

(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)

入札説明書及び競争申込書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

### (2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から5月15日(金)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

### (3) 提出物

競争参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、(1)の場所で(2)の期間に配布します。

### (4) 提出方法

持参とします。

### (5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和2年5月19日(火)までに、電子メール又はF A Xで送付します。

## 5 仕様に関する問合せ

### (1) 問合せ先

3(1)と同じ

### (2) 質問受付期間

令和2年5月21日(木)から5月22日(金)午後5時まで

### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)まで持参、F A X又は電子メールで提出してください。

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年5月26日(火)までに、競争参加者全てにF A X又は電子メールで回答します。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書について、虚偽の申請をしたとき。

## 7 入札の手続等

### (1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和2年6月1日(月)午後2時00分

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12C会議室

### (2) 入札の方法・金額等

所定の入札書により入札してください。

代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

入札は、単価で行います。

入札書には、4つの配送メニューの単価及び配送料の合計額を、消費税及び地方消費税を含まない金額で記載してください。なお、契約単価については、本市の設計単価を超えない金額で本市と落札者が協議の上決定することとします。

### (3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は3(1)と同じです。

**税 公 告**

**川崎市税公告第64号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第65号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和2年4月10日	計6件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	令和2年4月10日	計13件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	令和2年4月10日	計21件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	令和2年4月10日	計820件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和2年4月10日	計3件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	令和2年4月10日	計1件

平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和2年4月10日	計3件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	令和2年4月10日	計1件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	令和2年4月10日	計35件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和2年4月10日	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分	令和2年4月10日	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	令和2年4月10日	計4件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	令和2年4月10日	計3件
平成31年度	軽自動車税	全期分	令和2年4月10日	計2件

(別紙省略)

**川崎市税公告第66号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第67号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第68号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第69号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第70号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月3日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第71号**

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月7日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第72号**

参加差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月7日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第73号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月7日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第74号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第75号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第76号**

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第77号**

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月17日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第78号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第79号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第80号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第81号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第82号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第83号**

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)第10条の2第1項(災害等による期限の延長)の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和2年4月13日から同月17日までの間に川崎市多摩区内の個人又は事務所若しくは事業所を有する者に発送された個人の市民税及び固定資産税・都市計画税に関する納税通知書における期限が令和2年4月30日に到来するものについては、その期限を同年6月1日まで延長します。

令和2年4月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**上下水道局規程**

**川崎市上下水道局規程第25号**

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程(昭和46年川崎市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表下水道管理課の項の次に次のように加える。

下水道部調査担当	担当課長
----------	------

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

**上下水道局公告**

**川崎市上下水道局公告第30号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	水道施設浸水対策検討業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場)ほか 19箇所
	履 行 期 限	契約の日から令和2年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した浸水対策検討業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ア及びイは兼務できません。  ア 業務責任者として、技術士法に基づく上下水道部門(上水道及び工業用水道)または総合技術管理部門(上下水道-上水道及び工業用水道)として登録されている技術士の資格を有する者。  イ 照査技術者として、技術士法に基づく総合技術管理部門(上下水道-上水道及び工業用水道)として登録されている技術士の資格を有する者。</p> <p>(6) 業務責任者又は照査技術者のいずれか1名は、上記(4)の業務に携わった経験を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年5月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	上平間200mm-100mm配水管布設替及び工水2号導水管350mm撤去工事
	履 行 場 所	自：中原区上平間1340先 至：中原区上平間1183-2先 ほか3件
	履 行 期 限	契約の日から275日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年5月25日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	市ノ坪地区下水枝線第2号工事
	履行場所	川崎市中原区市ノ坪地内
	履行期限	契約の日から165日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年5月20日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 長沢浄水場 脱水土運搬その2委託(単価契約)
	履 行 場 所	長沢浄水場及び局指定場所
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」に登録されていること。 (4) 次のア及びイの許可において、いずれも「汚泥」の許可を受けていること。 ア 神奈川県産業廃棄物収集運搬業又は川崎市産業廃棄物収集運搬業 イ 東京都産業廃棄物収集運搬業 (5) 運搬車として、10トン車級(9t～12t)のダンプトラックを6台以上登録し、かつ配車することが可能であること。 (6) 平成17年4月1日以降に、地方公共団体等が発注した汚泥運搬業務委託の元請履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年5月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 病 院 局 公 告

## 川崎市病院局公告第18号

## 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月27日

川崎市病院局事業管理者 増 田 純 一

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。 )及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。 )ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院保温保冷配膳車賃貸借
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院 15階食養科)
	履行期限	令和2年8月1日から令和8年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「リース」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年4月27日から令和2年5月12日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和2年5月20日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 病 院 局 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市病院局公告(調達)第7号

#### 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年5月11日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 調達件名及び数量

川崎市立川崎病院で使用する電気の調達  
約9,304,000キロワット時

##### (2) 納入場所

川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1)

##### (3) 履行期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

##### (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

##### (5) 契約の失効

川崎市議会において、この契約に係る令和3年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は令和3年3月31日をもって失効します。詳細については入札説明書によります。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の

2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年5月21日(木)までに行うこと。

- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を令和2年5月21日(木)までに行ってください。

#### 3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階  
病院局経営企画室契約担当(担当:吉村)

電話(直通) 044-200-3857

(2) 配布・提出期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月21日(木)までの下記の時間

午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 提出方法

持参

4 仕様等

仕様書は3(1)の場所において、令和2年5月11日(月)から令和2年5月21日(木)まで縦覧に供すると共に病院局入札情報のホームページに掲載します。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。

6 仕様等に関する問い合わせ

仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和2年6月10日(水) 午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 病院局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和2年6月8日(月) 必着

(イ) 入札書の宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市病院局経営企画室経理担当課長

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口

3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity about 9,304,000kWh to use at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. June 10, 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

June 8, 2020

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting section, Management Planning Office,

Municipal Hospital Management Bureau

Kawasakimiyuki bldg. 7F

1-8-9, Isago, Kawasaki

Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN  
Tel 044-200-3857(Direct-in)

**教 育 委 員 会 規 則**

**川崎市教育委員会規則第8号**

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月22日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会会議規則(昭和59年川崎市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があると教育長が認める場合であつて、委員の過半数が同意するときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第43号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第9期	令和2年5月1日(第9期分)	計4件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第44号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方

税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期	令和2年5月1日(第1期)	計13件
平成31年度	国民健康保険料	2期	令和2年5月1日(第2期)	計15件
平成31年度	国民健康保険料	3期	令和2年5月1日(第3期)	計14件
平成31年度	国民健康保険料	4期	令和2年5月1日(第4期)	計14件
平成31年度	国民健康保険料	5期	令和2年5月1日(第5期)	計13件
平成31年度	国民健康保険料	6期	令和2年5月1日(第6期)	計17件
平成31年度	国民健康保険料	7期	令和2年5月1日(第7期)	計25件
平成31年度	国民健康保険料	8期	令和2年5月1日(第8期)	計92件
平成31年度	国民健康保険料	9期	令和2年5月1日(第9期)	計168件
平成31年度	国民健康保険料	10期	令和2年5月1日(第10期)	計152件
平成31年度	国民健康保険料	過随1月	令和2年5月1日(過随1月)	計1件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第45号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第11期	令和2年5月1日(第11期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第12期	令和2年5月1日(第12期分)	計28件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第46号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	介護保険料	第10期	令和2年5月1日（第10期分）	計1件
平成31年度	介護保険料	第5期	令和2年5月1日（第5期分）	計1件
平成31年度	介護保険料	第8期	令和2年5月1日（第8期分）	計1件
平成31年度	介護保険料	第12期	令和2年5月1日（第12期分）	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第47号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和2年5月1日（第5期分）	計1件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第6期	令和2年5月1日（第6期分）	計1件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和2年5月1日（第7期分）	計2件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和2年5月1日（第8期分）	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第48号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和2年5月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和2年5月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和2年5月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年5月1日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年5月1日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年5月1日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年5月1日	計83件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第49号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	8期	令和2年5月1日（8期）	計2件
平成31年度	国民健康保険料	9期	令和2年5月1日（9期）	計46件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第50号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年4月24日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市川崎区公告第51号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年4月24日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**高 津 区 公 告****川崎市高津区公告第21号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年 4月20日

川崎市高津区長 鈴木哲郎

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期分	令和2年5月1日 (第9期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第10期分	令和2年5月1日 (第10期分)	計22件

（別紙省略）

**川崎市高津区公告第22号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市高津区長 鈴木哲郎

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第8期分	令和2年5月1日 (第8期分)	計1件
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第9期分	令和2年5月1日 (第9期分)	計1件

（別紙省略）

**川崎市高津区公告第23号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市高津区長 鈴木哲郎

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第12期分	令和2年5月1日 (第12期分)	計2件

（別紙省略）

宮前区公告

川崎市宮前区公告第22号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市宮前区長 高橋哲也

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Row 1: 平成31年度, 介護保険料, 第12期, 令和2年5月1日(第12期分), 計13件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第23号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市宮前区長 高橋哲也

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Row 1: 平成31年度, 後期高齢者医療保険料, 第9期, 令和2年5月1日(第9期分), 計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第24号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市宮前区長 高橋哲也

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows 1-10: 平成31年度, 国民健康保険料, 第1期-第10期, 令和2年5月1日, 計1件-計25件

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成31 年度	国民健康 保険料	第7期	令和2年5月1日 (第7期分)	計1件
平成31 年度	国民健康 保険料	第8期	令和2年5月1日 (第8期分)	計6件
平成31 年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年5月1日 (第9期分)	計8件
平成31 年度	国民健康 保険料	第10期	令和2年5月1日 (第10期分)	計61件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第33号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手 し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第11期	令和2年5月1日	8件
平成 31年度	介護保険料	第12期	令和2年5月1日	8件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第34号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和2年5月1日 (第9期分)	計1件

(別紙省略)

**麻 生 区 公 告****川崎市麻生区公告第21号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期	令和2年3月31日 (第7期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期	令和2年3月31日 (第8期分)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年3月31日 (第9期分)	計70件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第22号**

次の差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市麻生区長 多田貴栄

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第23号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第7期	令和2年3月31日(第7期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第8期	令和2年3月31日(第8期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第9期	令和2年3月31日(第9期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第10期	令和2年3月31日(第10期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第24号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	滞納処分に着手しうる日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第6期	令和2年3月31日	計1件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和2年3月31日	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第25号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和2年5月1日(第1期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和2年5月1日(第2期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和2年5月1日(第3期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和2年5月1日(第4期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和2年5月1日(第5期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第6期	令和2年5月1日(第6期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年5月1日(第7期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年5月1日(第8期分)	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年5月1日(第9期分)	計3件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年5月1日(第10期分)	計67件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第26号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	滞納処分に着手しうる日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和2年5月1日(第8期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第27号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年4月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第11期	令和2年5月1日(第11期分)	計4件

(別紙省略)

## 幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 川崎市幸区選挙管理委員会告示第3号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成18年川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号)の一部を次のように改正します。

令和2年4月14日

川崎市幸区選挙管理委員会  
委員長 佐 脇 久

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成18年川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき川崎市幸区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の1項を加える。

2 川崎市幸区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に係る手続等(条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改

め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供 (3) 個人番号カードの委員会への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の右右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が別に定める方式  
(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場

合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって委員会が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、令和2年4月14日から施行する。

## 高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 川崎市高津区選挙管理委員会告示第3号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年川崎市高津区選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正します。

令和2年4月14日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 齊 藤 高 輝

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年川崎市高津区選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき川崎市高津区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に係る手続等」を「に基づき、」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の1項を加える。

2 川崎市高津区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の委員会への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の委員会への提供 (3) 個人番号カードの委員会への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと委員会が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるも

のは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと委員会が認める場合  
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて委員会が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて委員会が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

川崎市公報第1,793号(令和2年4月27日発行)2,154ページ中川崎市公告(調達)第263号は、削除する。

